競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域 秀和建設(株) 福島県田村市船引町船引字安久津58

令和4年12月27日~令和5年3月26日(3ヶ月)

地域1 (北海道支社が所掌する区域)、地域2 (東北支社が所掌する区域)、地域3 (関東支社が所掌する区域)、地域4 (新潟支社が所掌する区域) において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である秀和建設(株)の元代表取締役は、代表取締役だった令和元年6月~11月にかけて福島県田村市職員(当時)から田村市発注の公共工事の予定価格情報を受けた見返りに飲食接待を提供したとして、令和4年11月4日、贈賄の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第2第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(贈賄)	
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して 行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を 提起されたとき。イ 代表役員等	

○問い合わせ先: 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 以 上